

## 常勤役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本会が常勤役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

2 常勤役員とは、会長、常務理事、顧問をいう。

### (報酬の支給)

第3条 常勤役員には本会の予算の範囲内において報酬を支給することができる。

2 常勤役員に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

### (報酬の支給日及び支給方法)

第4条 常勤役員の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 常勤役員の報酬は、法令に定めるところにより、役員報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨でもって直接役員に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

### (附 則)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から遡及する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から遡及する。
- 3 この規程は、平成23年1月21日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別 表 1

役員名称	報 酬 (円)	要 件	備 考
顧 問 (月額)	110,000 円	概ね週 1 日以上の勤務	
会 長 (月額)	300,000 円	概ね週 3 日以上の勤務	職員兼務でない場合
会 長 (月額)	120,000 円	就業規則に定められた勤務	職員兼務の場合
常務理事 (月額)	200,000 円	概ね週 3 日以上の勤務	職員兼務でない場合
常務理事 (月額)	50,000 円	就業規則に定められた勤務	職員兼務の場合